

## 報告事項1（意見聴取）

### 平成28年9月定例府議会提出予定の議案について

平成28年9月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

平成28年9月16日

#### ○事件議決案

- 1 損害賠償の額の決定の件
- 2 大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に係る損害賠償請求に関する和解の件

#### ○条例案

- 1 大阪府立学校条例一部改正の件

#### <参考>

##### ○今後の予定

- 9月20日以降 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく  
知事からの意見聴取
- 9月26日 意見聴取に対する回答期限
- 9月27日 9月定例府議会本会議開会

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	損害賠償の額の決定の件	大阪府立布施高等学校において発生した負傷事故に関し、全国健康保険協会が負担した医療費に関する損害賠償の額を確定するため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議決を求めるもの。
2	大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に係る損害賠償請求に関する和解の件	大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に係る損害賠償請求に関し、民法第 695 条の規定により和解するため議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立学校条例一部改正の件	大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立西淀川高等学校を閉校する。 施行日：規則で定める日

## 大阪府立淀川工科高等学校における給湯器取替え工事に 係る損害賠償請求に関する和解について

### 事案の概要

- 平成 26 年 2 月、府立淀川工科高等学校において、検針で水道使用量の増加が認められた。水道局による調査を実施したが、漏水等は確認できなかった。
- その後も水道使用量の増加が続いたため、同年 5 月に水道局委託業者による調査を実施したが、この時点でも原因は特定できなかった。
- 引き続き節水の働きかけをしつつ、校内水道設備の確認等を随時実施してきたところ、同年 9 月に、食物実習室内の給湯器から常時流水していることが判明した。
- この原因は、平成 25 年 12 月 20 日に請負業者が施工した当該給湯器取替え工事にあると判断し、この間、業者と損害賠償について協議を進めてきた。
- 過失の有無や、損害賠償の額、期間等で認識の相違があり、協議に時間を要したが、今般、業者から、本件解決金として、1,929,026 円を支払う旨の申出があった。

### 府の対応

- 上記の解決金額は、本件高校における前年度の水道使用量等を参考に府が仮に算定した平成 26 年 1～5 月の水道料金増額分（遅延損害金等含む）に相当し、不合理な金額ではないため、申出のあった解決金額で和解することは妥当であると判断した。
- 民法第 695 条の規定により和解するにあたり、大阪府議会の議決が必要であるため、その旨の議案を平成 28 年 9 月定例府議会に上程する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第三条関係）				別表第一（第三条関係）			
備考 （略）	名 称 （略）	位 置 （略）	位 置 （略）	備考 （略）	名 称 （略）	位 置 （略）	位 置 （略）
	大阪府立旭高等学校				大阪府立旭高等学校		
					大阪府立西淀川高等学校	大阪市西淀川区出来島三丁目	

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

## 大阪府立学校条例の改正（概要）

教育振興室高等学校課  
教育振興室高校再編整備課

### ■改正の理由

大阪府立学校条例及び大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画に基づく平成27年度実施対象校のうち大阪府立西淀川高等学校を平成29年度入学者募集時から募集停止する。

なお、当該校においては、平成29年度入学者選抜時から募集停止することについて、既に平成28年3月25日の教育委員会会議で決定している。そのことを踏まえて、府立高校全体の平成29年度の募集人員を本年秋に決定する前の9月前半議会に当該校の閉校にかかる府立学校条例の所要の改正の議決をいただきたく府議会に諮る。

### ■改正の内容

大阪府立西淀川高等学校の項を別表第一から削る。

### ■施行期日

規則で定める日

（理由）在校生が卒業する時期に合わせて閉校するため。

### ■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 予算執行機関の指定及び大阪府基金条例に基づく府の機関の指定の告示の改正
- ・ 大阪府立学校の管理運営に関する規則の改正